

Newsletter

平成22年3月決算法人の税務申告に係る留意点[1]

Contents

1. 上場有価証券の評価損
2. 役員給与関係
3. 棚卸資産の評価方法の改正
4. 企業再生関係税制
5. 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正
6. 研究開発税制の拡充
7. 省エネ・新エネ設備等の即時償却
8. 土地税制
9. 外国等に納付する競争法違反に係る外国課徴金の損金不算入
10. その他

本号では、平成22年3月決算法人の税務申告にあたって留意すべき項目(本号では、国際課税以外の項目)について、平成21年度税制改正の主な改正内容、これまでに通達やQ&Aが出されている項目などを中心に解説致します。

なお、以前のニュースレターでご紹介した内容については、詳細が掲載されている掲載号をご紹介します。また、Q&A等につきましては、関連省庁の関連URLを添付していますので、併せてご参照ください。

1. 上場有価証券の評価損

平成21年4月3日に、国税庁より「上場有価証券の評価損に関するQ&A」が公表され、上場有価証券の評価損の損金算入の適否を判断する際の事例が示されました。

詳細は、以下をご参照ください。

- ▶ [国税庁「上場有価証券の評価損に関するQ&A」平成21年4月^{\(*\)}](#)
- ▶ [ニュースレター 2009.04-1号](#)

2. 役員給与関係

▶ 役員給与に関するQ&A、質疑応答事例

平成20年12月に、国税庁より公表された「役員給与に関するQ&A」の[Q1]では、業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱いが明らかにされています。

昨今の経済事情により、期中に役員給与の額の減額を行っている可能性もあると考えられますので、その際には、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別な事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。

詳細は、以下をご参照ください。

- ▶ [国税庁「役員給与に関するQ&A」平成20年12月](#)

また、国税庁「[質疑応答事例 法人税](#)」の(報酬、給料、賞与及び退職給与等)についても、該当項目については、併せて確認が必要となります。

▶ 平成21年度税制改正の概要

平成21年4月1日以後にする事前確定届出給与に係る届出書については、「直前の会計期間における対象者への給与の支給時期及び支給金額」、「対象者以外の役員に対する給与の支給時期及び支給金額」の記載が省略され、届出が簡素化されています。

(*) 参考資料箇所にマウスを合わせ、クリックすると関連資料が表示されます(以下同じ)。

3. 棚卸資産の評価方法の改正

▶ 平成21年度税制改正の概要

企業会計基準委員会が平成20年9月に公表した「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を踏まえて、平成22年4月1日以後開始する事業年度(早期適用も可能)より、所定の経過措置を講じたうえで、選定できる評価の方法から、後入先出法及び単純平均法が除外されました(法令28①一)。

▶ 適用関係及び経過措置

上記改正は、平成21年4月1日以後開始する事業年度から適用されますが、平成21年3月31日の属する事業年度において棚卸資産について旧評価方法(後入先出法又は単純平均法)を選定している場合には、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する事業年度までの各事業年度については、その決算の基礎となった棚卸資産の受入れ及び払出しに関する帳簿に、その後の各事業年度における棚卸資産の評価額の計算の基礎とすべきものとして旧評価方法により計算した金額を掲載した場合には、その記載した棚卸資産については、引き続き旧評価方法により評価されます(改正法令附則6①)。

また、他の評価方法への変更により所得が増加する場合には、その増加相当額は、分割して7年間で益金の額に算入することができることとなります(改正法令附則6④⑦)。なお、この制度の適用を受けるかどうかは納税者の選択に委ねられており、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書に所定の事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用されます。

4. 企業再生関係税制

▶ 平成21年度税制改正の概要

① 評価損益の計上対象となる資産の範囲

これまで評価損の計上対象から除外されていた預貯金等(預金、貯金、貸付金、売掛金その他の債権)が、税務上の評価損の計上対象となる資産の範囲に追加されました(法法33②～④)。

また、金銭債権については、新設された法人税基本通達9-1-3の2において、図表1のように評価替えの対象となる範囲が整理されています。

(図表1) 評価損計上事由と金銭債権の取扱い

評価損計上事由	金銭債権の取扱い
物損等の事実又は法的整理の事実が生じた場合(法法33②)	対象外
会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった場合(法法33③)	対象
民事再生法の規定による再生計画認可の決定その他これに準ずる事実が生じた場合(法法33④)	対象

なお、同通達においては、法的整理の事実が生じた場合の金銭債権の取扱いについて、その帳簿価額が損金経理により減額された場合には、その減額された金額は、評価損として損金計上されるのではなく、貸倒引当金勘定への繰入額として取り扱うことが明らかにされています。

② 評価差額少額資産

民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定その他これに準ずる事実が生じた場合においては、適正な資産評価による資産の価額とその帳簿価額との差額が、その資産を有する法人の資本金等の額の2分の1に相当する金額(資本金基準)と1,000万円(定額基準)とのいずれか少ない金額に満たない場合には、その資産は評価損益の計上に適しないものとされています。平成21年度税制改正によって、債務者の有利子負債規模が10億円未満である場合(中小規模再生)については、定額基準が100万円に引き下げられました(法令24の2④五)。

③ 民事再生に準ずる私的整理の事実の範囲

民事再生に関する私的整理の事実の要件のうち、債務免除要件について、債務者が自己宛の債権の現物出資を受ける場合(いわゆるデット・エクイティ・スワップ:DES)の場合についても、債務消滅益が生ずることが見込まれる場合には、債務免除があった場合と同様の取扱いとされました(法令24の2①、②三)。

▶ 適用関係

上記の改正は、平成21年4月1日以後に、企業再生等の事実が生ずる場合について適用されます。

5. 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正

▶ 平成21年度税制改正の概要

法人が仮装経理に基づいた確定申告により法人税の申告を行って過大な法人税を納め、その後これに対して減額更正が行われた場合には、その過大納付となる法人税については、その時点では還付されず、その後5年間で繰越控除される特例が設けられています。平成21年度税制改正においては、その還付時期について、一定の再生事由(会社更生法の規定による更生手続き開始の規定など)が生じた場合には、その事実が生じた日以後1年以内に仮装経理法人税額のうち既に還付又は控除をされた金額以外の金額の還付を請求することが可能になりました(法法134の2④)

▶ 適用関係

上記改正は、平成21年4月1日以後に生ずる一定の企業再生事由について適用されます。

6. 研究開発税制の拡充

▶ 平成21年度税制改正の概要

研究開発税制については、「経済危機対策」における税制上の措置として、追加的な税制改正が行われました。

試験研究を行った場合の法人税額の特別税額控除制度については、税額控除限度額の引き上げや税額控除限度超過額の繰越期間の延長といった拡充措置が講じられました。

詳細は、以下をご参照ください。

- ▶ [財務省『「経済危機対策」における税制上の措置』平成21年6月](#)
- ▶ [ニュースレター 2009.06-2号](#)

7. 省エネ・新エネ設備等の即時償却

▶ 平成21年度税制改正の概要

平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に取得したエネルギー需給構造改革推進設備等(太陽光発電設備、天然ガス自動車、高断熱窓設備等)については、その事業の用に供した事業年度において普通償却限度額に加えて、取得価額まで特別償却(すなわち即時償却)ができることになりました。

- ▶ [財務省「平成21年度税制改正」平成21年4月、法人関係税制](#)
(参考)資源生産性向上促進税制についても、上記資料をご参照ください。

8. 土地税制

▶ 平成21年度税制改正の概要

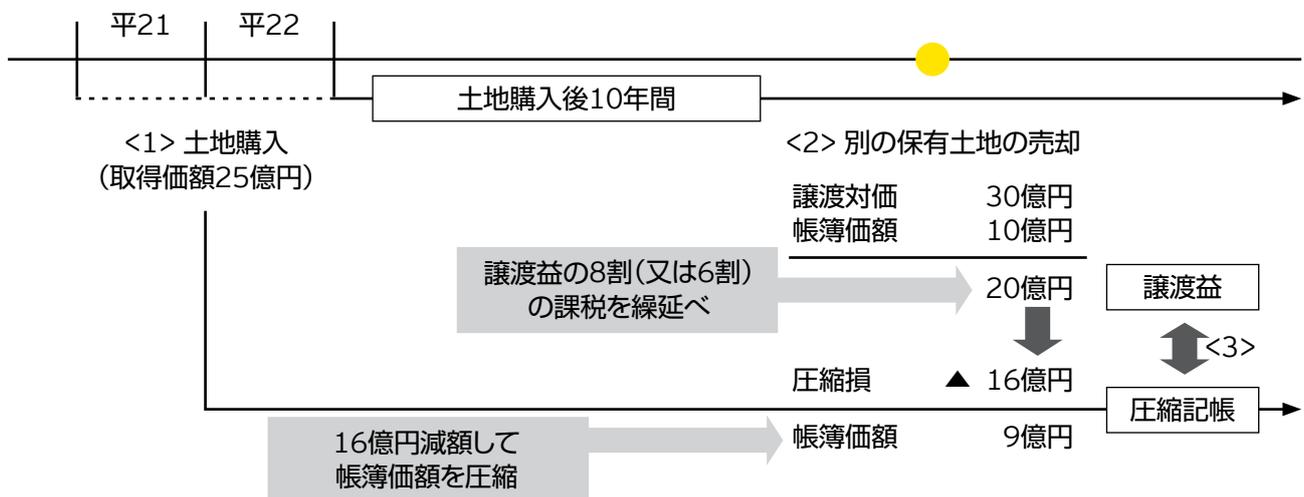
① 特定の長期所有土地等の所得の特別控除

法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの期間内に取得をした国内にある土地等(土地又は土地の上に存する権利をいい、棚卸資産に該当するものは除かれます。)で、その取得(支配株主等からの取得は除かれます。)をした日から引き続き所有し、かつ、その所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、一定の要件の下で、その譲渡益の額のうち、年1,000万円までは、その譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入することが可能になりました(措法65の5の2、措令39の6の2)。

② 先行取得した土地等の圧縮記帳制度の創設

法人が、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、国内にある土地等の取得(土地等及び取得の定義は、上記①と同じ)をし、かつ、その取得の日を含む事業年度の確定申告書の提出期限までにその取得をした土地等につき、この制度の適用を受ける旨等を記載した届出書(注1)を納税地の所轄税務署長に提出した場合において、その取得の日を含む事業年度終了の日後10年以内に、その法人の所有する他の土地等の譲渡をしたときは、その先行して取得をした土地等について、その譲渡をした他の土地等の譲渡益の80%(その譲渡の日を含む事業年度において、この制度の適用を受けるその先行して取得をした土地等が平成22年1月1日から同年12月31日までの期間内に取得をされたもののみである場合には、60%)相当額を限度として、圧縮記帳を行うことが可能になりました(措法66の2、措令39の10の2、措規22の9の5)。

(図表2)先行取得した土地等の圧縮記帳制度



(出典)財務省「平成21年度税制改正」平成21年4月、住宅・土地税制

(注1) 「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」については、以下を併せてご参照ください。

- ▶ [国税庁「平成21年度税制改正\(法人税関係\)に伴う届出等について」](#)

(注2) 平成21年12月28日付で、上記①及び②に関連する通達が新設されています。

- ▶ [国税庁「法人税基本通達等の一部改正について」租税特別措置法関係通達\(法人税編\)関係第65条の5の2、第66条の2関連](#)

9. 外国等に納付する競争法違反に係る外国課徴金の損金不算入

▶ 平成21年度税制改正の概要

所得の計算上損金の額に算入しないこととされている罰料金・課徴金の範囲に、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずる独占禁止法の課徴金及び延滞金に類するもの(外国課徴金)が追加されました(法法55④三)。また、欧州連合(EU)によるカルテル等違反への制裁金は、外国課徴金に該当することが明らかにされています(法基通9-5-10)。

▶ 適用関係

この改正は、平成21年4月1日以後に終わった行為に係る外国課徴金について適用されます。

10. その他

その他重要な項目については、以下の参考資料をご参照ください。

① 投資法人と特定目的会社関連税制

- ▶ [ニュースレター 2009.04-2号](#)

② 中小企業関係税制

- ▶ [財務省「平成21年度税制改正」中小企業関係税制
中小法人等の軽減税率の引下げ、中小法人等の欠損金の繰戻し還付の実施](#)
- ▶ [財務省「『経済危機対策』における税制上の措置」平成21年6月
中小企業の交際費課税の軽減](#)

③ 地方法人特別税

- ▶ [ニュースレター 2009.08号](#)

参考資料:

- ▶ [財務省「平成21年度税制改正の解説」](#)

3月号 予告

- ▶ 平成22年3月決算法人の税務申告に係る留意点 [2]
(国際課税を中心として)

Contact

ジャパン ナショナル タックスグループ

石田 昌朗	ディレクター	+81 3 3506 2679	masaaki.ishida@jp.ey.com
南波 洋	ディレクター	+81 3 3506 2603	hiroshi.namba@jp.ey.com
原口 太一	マネージャー	+81 3 3506 2677	taichi.haraguchi@jp.ey.com

ジャパン ナショナル タックスグループでは、法令解釈の検討、課税リスク管理、税務対策および国際税務等の税務サービスを提供しています。

税制関連情報

本日まで関係省庁より公表された税制に関する情報のハイライトとなります。
以下ご参照下さい。

- ▶ 財務省
 - ▶ 所得税法等の一部を改正する法律案
 - ▶ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律案
- ▶ 財務省「平成22年度税制改正(案)のポイント」
- ▶ 財務省「租税条約に関するプレスリリース」
- ▶ 総務省「地方税法等の一部を改正する法律案」

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、
下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の14万4千人の構成員が、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax
All Rights Reserved.

EY TAX CC20100226-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。